

江戸川区障害福祉計画

第1期（平成18年度～平成20年度）

平成19年3月

江戸川区

はじめに

わが国の社会保障制度が、介護保険制度や医療制度の見直しなど激しく揺れ動いている昨今、とりわけ障害者福祉施策はこれまでにない大きな変革期を迎えております。

まず、平成 15 年度に「自己決定と自己選択」の理念のもと障害者の福祉サービスに支援費制度が導入されました。障害者へのサービスのしくみは措置から契約へと変わり、障害者はそれまでの保護される立場から自立に向けての第一歩が踏み出され、障害者の地域生活における基盤が着実に整備されてきたといわれています。そして平成 18 年 4 月、障害者が安心して暮らせる地域社会実現を目指し、「障害者の地域における自立した生活と就労強化」を大きな柱として障害者自立支援法が施行されました。

このように時代が激しく変化し、様々な制度改革がなされる中で、江戸川区ではかねてから障害のある方々の地域での自立に向けて、精力的に様々な施策をすすめてまいりました。施設面では障害者施設としては全国でも先駆的ともいえる複合施設である障害者支援ハウスや区民が切望してやまなかった口腔保健センターの建設、民間法人等による障害者施設の建設補助や運営支援などに努めてまいりました。また、各種手当の併給など障害者の生活面での区独自のサービスも展開しております。本区では今後も、法の精神をよりよく活かしながら、従前から積み上げてきた障害者施策をこれまでも増してきめ細かく行なってまいります。

さて、本計画は障害者自立支援法に基づき、障害者の地域生活や一般就労への移行に向けての目標値設定や障害福祉サービスの整備やその方策などを定めるものとなっております。本区には、平成 14 年に策定された江戸川区長期計画『えどがわ新世紀デザイン』で示された基本計画があります。今回はその計画を法の理念に即してさらに検討を重ね「第 1 期江戸川区障害福祉計画」としてまいります。

今回の計画づくりにおいては、障害当事者の方々をはじめ、障害者に関わる諸団体の方々からご意見をいただきました。今後も計画の実現に向けてなお一層のご協力をお願いします。

障害者の自立に向けては、地域全体で支えあうことが不可欠です。幸い本区には「自らの地域は自らの力で」という『地域力』があります。こうしたよき風土を活かし、区と皆さんとの『協働』のもと障害者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいりましょう。

平成 19 年 3 月

江戸川区長 多田正見

江戸川区障害福祉計画（第1期）

— 目 次 —

I 計画の概要

1 計画の性格と位置付け	P 1
2 計画の期間	P 2
3 計画の策定体制	P 3

II 計画の背景

1 障害者自立支援法のねらい	P 5
2 障害者自立支援法の全体像	P 7

III 計画の枠組み

1 障害福祉計画の基本的理念	P 9
2 障害福祉サービスの基盤整備の基本的な考え方	P 10

IV 江戸川区の障害者福祉の現状

1 人口の推移と推計	P 11
2 障害者手帳所持者の推移	P 12
(1) 身体障害者手帳所持者（障害別）の推移	P 13
(2) 身体障害者手帳所持者（等級別）の推移
(3) 愛の手帳所持者の推移	P 14
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移
(5) 精神障害者通院医療費受給者の推移	P 15
(6) 身体障害者・知的障害者・精神障害者相談件数の推移
3 区内障害者福祉施設配置一覧	P 16
4 区の障害者福祉施策の取組み	P 17

V 計画に関する数値目標の設定とサービス量の見込み

1 地域生活や一般就労への移行を進める観点からの目標値設定
(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行	P 22
(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行	P 23
(3) 福祉施設から一般就労への移行	P 24
2 障害福祉サービス又は相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み
(1) 訪問系サービス	P 27
(2) 日中活動系サービス	P 28
(3) 居住系サービス	P 31
(4) その他のサービス	P 33

VI 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業
(1) 法定必須事業	P 37
(2) 江戸川区の地域生活支援事業	P 39

I 計画の概要

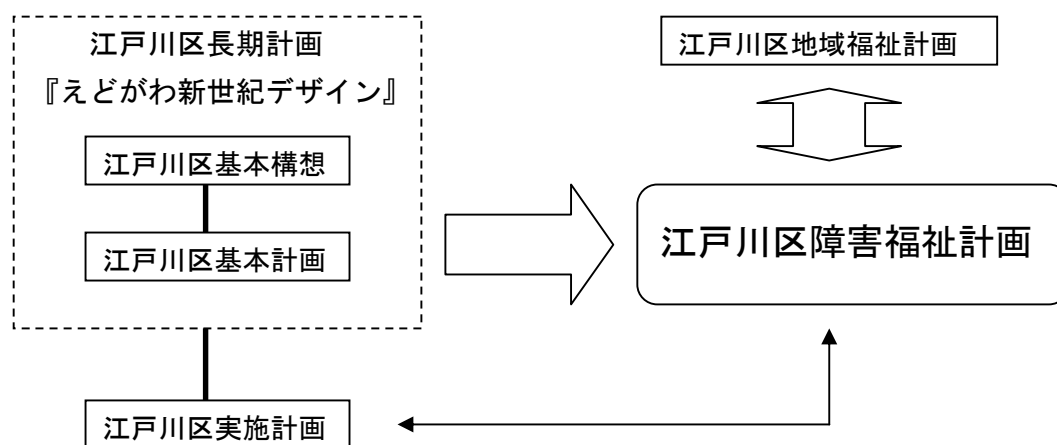
1 計画の性格と位置付け

障害者の「自己決定と自己選択」及び「利用者本位」の理念のもと平成15年度に支援費制度が導入されました。この理念を継承しつつ、障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固にすべく、障害福祉サービスの一元化、施設・事業体系の再編、そして障害者にとって最も身近な区市町村が責任をもってサービスを提供できるしくみを構築するために、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されました。

江戸川区障害福祉計画（以下、本計画という。）は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付けられるものであり、国の規定による障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、新サービス体系への移行、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

本計画は、社会福祉法第107条に基づき策定されている「江戸川区地域福祉計画」との調和を図りつつ、江戸川区の将来都市像及び基本目標を掲げる基本構想と基本構想を実現するための基本計画である江戸川区長期計画『えどがわ新世紀デザイン』と方向性をともにしています。

〔計画の性格〕



2 計画の期間

本計画においては、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成23年度末に向けての数値目標を設定するものとし、そこに至る中間段階の位置付けとして、平成18年度から平成20年度までの3年間は第1期とします。

第2期障害福祉計画は、第1期に係る年度ごとにサービスの見込み量についての達成状況の点検・評価を行い、その結果を踏まえつつ平成20年度末までに見直し、平成21年度から23年度までの計画を定めます。

〔計画の期間〕

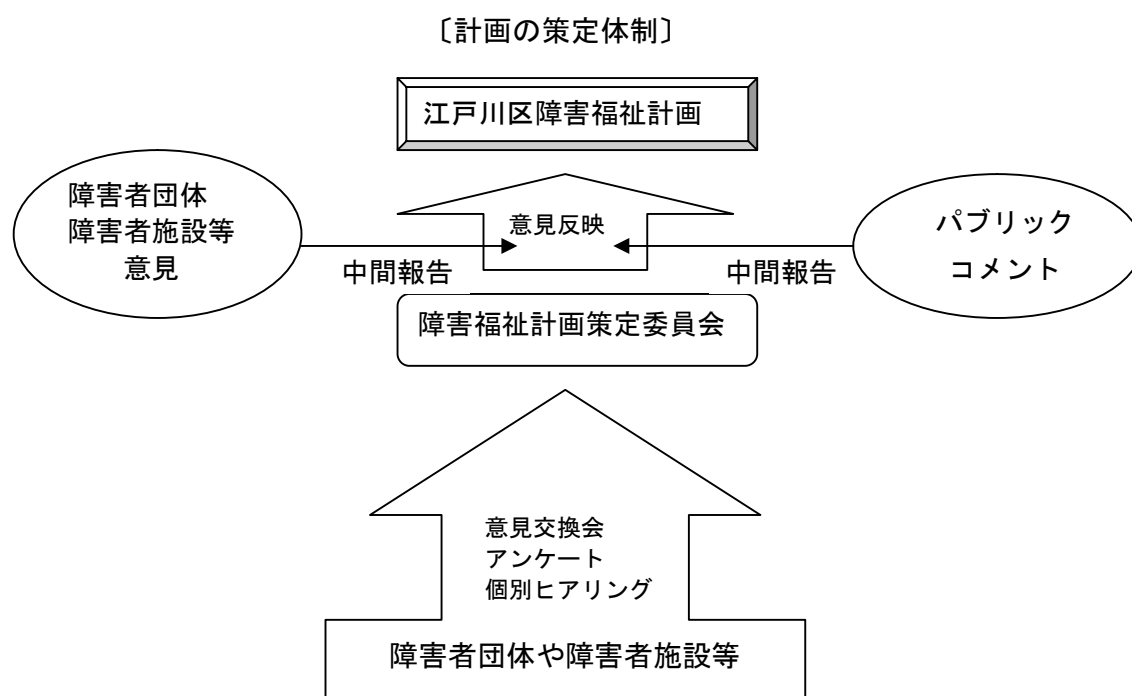
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1期障害福祉計画					
			第2期障害福祉計画		

新体系への移行完了

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障害者福祉施策に関連する市内 11 課からなる「江戸川区障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定を行いました。

また、障害者団体や障害者施設等との意見交換会、アンケート、個別ヒアリング等を行い、計画策定への反映を図りました。



〔策定委員会における検討内容〕

第1回	平成 18 年 7 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法について ・ 障害福祉計画について ・ 障害福祉計画策定委員会及び各部役割について ・ 策定スケジュールについて
第2回	平成 18 年 11 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画の進捗状況について
第3回	平成 18 年 12 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画の中間報告について
第4回	平成 19 年 3 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画の策定、公表について

〔策定委員会委員〕

福祉部	福祉部長	
	福祉推進課長	計画係長
	障害者福祉課長	庶務係長、推進係長、認定係長、身体障害者相談係長、愛の手帳相談係長、自立援助係長、障害者就労支援センター所長
	希望の家所長	事務係長、希望の家・生活訓練係長、希望の家・作業訓練係長、虹の家所長、えがおの家所長、福祉作業所長
健康部	健康推進課長	計画係長
	保健予防課長	精神保健係長
	健康サービス課長	健康サービス係長
経営企画部	企画課長	企画担当係長
子ども家庭部	子育て支援課長	計画係長
	保育課長	庶務係長
生活振興部	地域振興課長	生活就労支援係長
教育委員会	学務課長	相談係長

※ 事務局 : 障害者福祉課

〔障害福祉計画 意見交換会・説明会等実施内訳〕

実施期間	実施回数
平成 18 年 4 月～19 年 3 月	・ 策定委員会 4 回
	・ 庁内会議 8 回
	・ 障害団体 18 回
	・ 障害者施設 14 回
	・ その他 8 回

Ⅱ 計画の背景

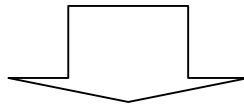
1 障害者自立支援法のねらい

昨今、わが国の社会保障制度は大きな変革期の中にあり、このことは障害保健福祉施策においても例外ではありません。平成 15 年度には「自己決定と自己選択」及び「利用者本位」の理念に基づき支援費制度が導入され、いくつかの問題点を抱えつつも障害者のサービスは飛躍的に充実しました。そこで、こうした制度上の課題の解決を図るとともに、障害者が利用できるサービスをさらに充実させ、「自立と共生の社会」と「障害者が地域で暮らせる社会」の実現を目指して、平成 18 年に障害者自立支援法が施行されました。

〔障害者自立支援法成立までのポイント〕

<支援費制度の課題>

- ① 障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- ② サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない（自治体間の格差が大きい）こと
- ③ 支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること



1 障害者施策を3障害一元化

障害者種別（身体・知的・精神）に関わらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化

2 利用者本位のサービス体系に再編

身近な市区町村が地域の実情に応じて一元的にサービスを提供できるよう、施設・事業を再編

3 安定的な財源の確保

サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体も責任を持って費用負担を行うことをルール化して財源を確保

4 就労支援の抜本的強化

福祉的就労から一般就労へ移行することを目的とした就労支援事業の創設、雇用施策との連携を強化

5 支給決定の透明化・明確化

支援の必要度に関する客観的な基準（障害程度区分）を導入、審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

2 障害者自立支援法の全体像

障害者自立支援法は、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じて地方自治体が柔軟に実施する「地域生活支援事業」の2つに大別されます。

なお、自立支援給付は「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具費」に分けられます。また、このうち介護給付と訓練等給付をあわせて「障害福祉サービス」といいます。

〔障害者自立支援法の全体像〕

自立支援給付

障害福祉サービス

介護給付

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 行動援護
- ・ 児童デイサービス
- ・ 療養介護
- ・ 施設入所支援
- ・ 重度訪問介護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 生活介護
- ・ 共同生活介護

対象：障害程度によって対象者を決定。一定の年齢以上は、低い障害程度でも利用可。

訓練等給付

- ・ 自立訓練
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

対象：障害程度に関わらず利用希望者（サービス内容に適合しない場合は対象外）

補装具費

自立支援医療費

- ・（旧）更生医療
- ・（旧）育成医療
- ・（旧）精神障害者
通院医療費公費
負担

地域生活支援事業

◎ 法定必須事業

- ・ 相談支援事業
- ・ コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣等）
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業等

Ⅲ 計画の枠組み

1 障害福祉計画の基本的理念

障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、障害福祉計画を作成します。

(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とする仕組みへの統一と3障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、精神障害者などに対するサービスの充実を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

2 障害福祉サービスの基盤整備の基本的な考え方

障害福祉サービスの基盤整備に当たっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 必要な訪問系サービスを保障

立ち遅れている精神障害者などに対する訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

(2) 希望する障害者に日中活動サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に適切な日中活動サービスを保障します。

(3) 施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

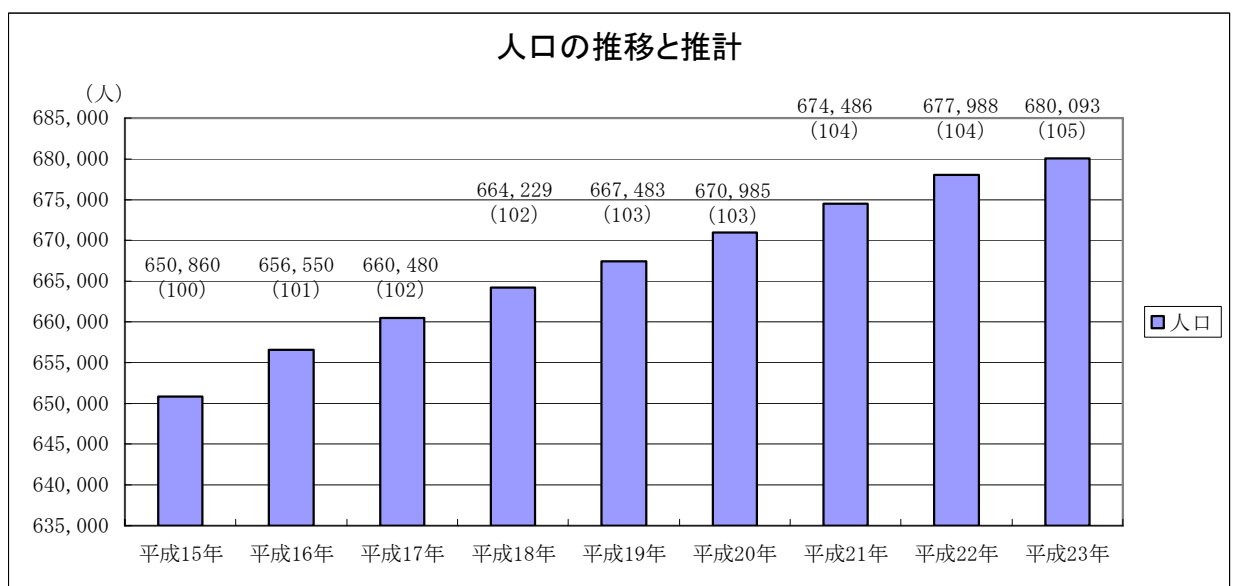
(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

IV 江戸川区の障害者福祉の現状

1 人口の推移と推計

区内の人口は今後もわずかずつ増加を続けるものと予測しており、平成18年10月1日現在、664,229人（外国人登録を含む）です。

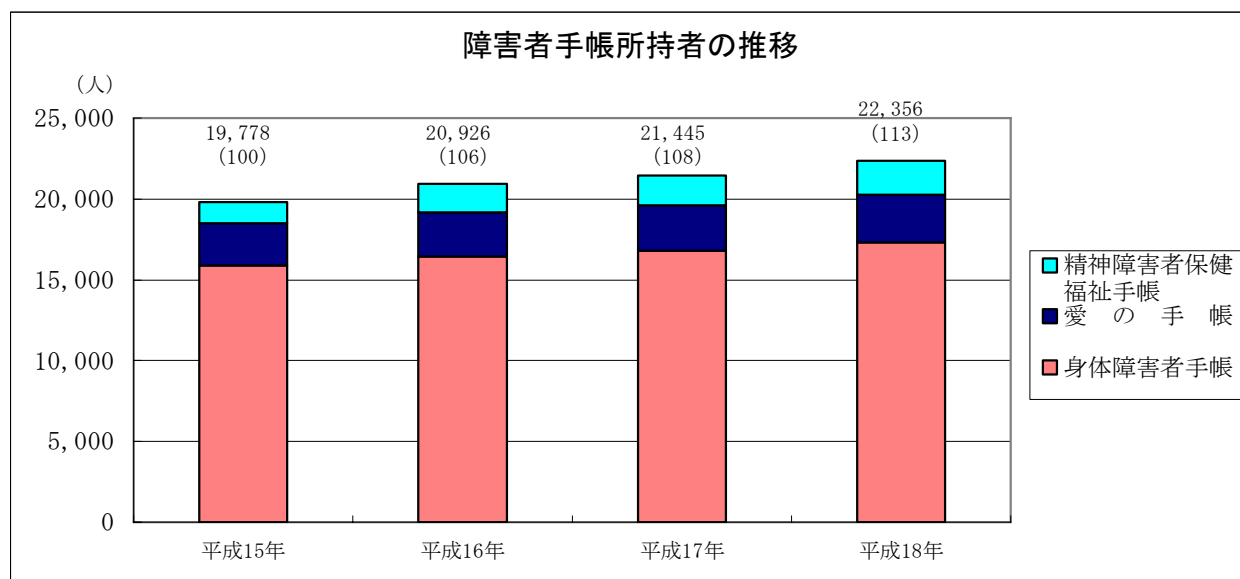


※ 平成15～18年までは住民基本台帳＋外国人登録人口、平成19～23年までは老人保健福祉計画で算定した数字を掲載。（各年10月1日現在）

※ ()は平成15年に対する比率。

2 障害者手帳所持者の推移

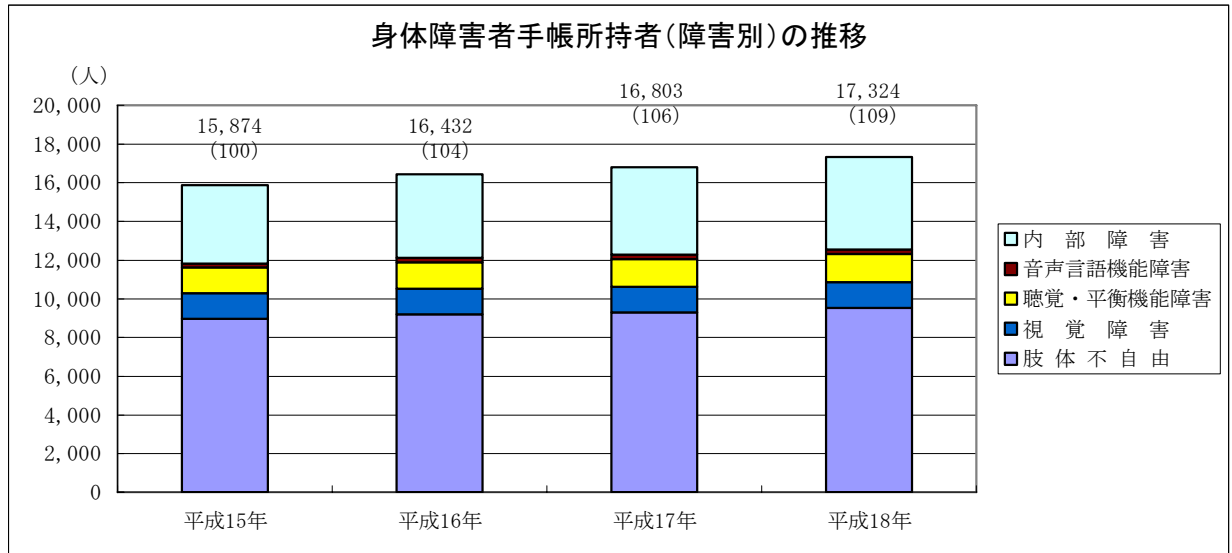
人口の増加に伴い、障害者手帳所持者も平成18年まで増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれます。



※ 福祉月報及び健康部資料による障害者手帳所持者。(各年10月1日現在)

※ ()は平成15年に対する比率。

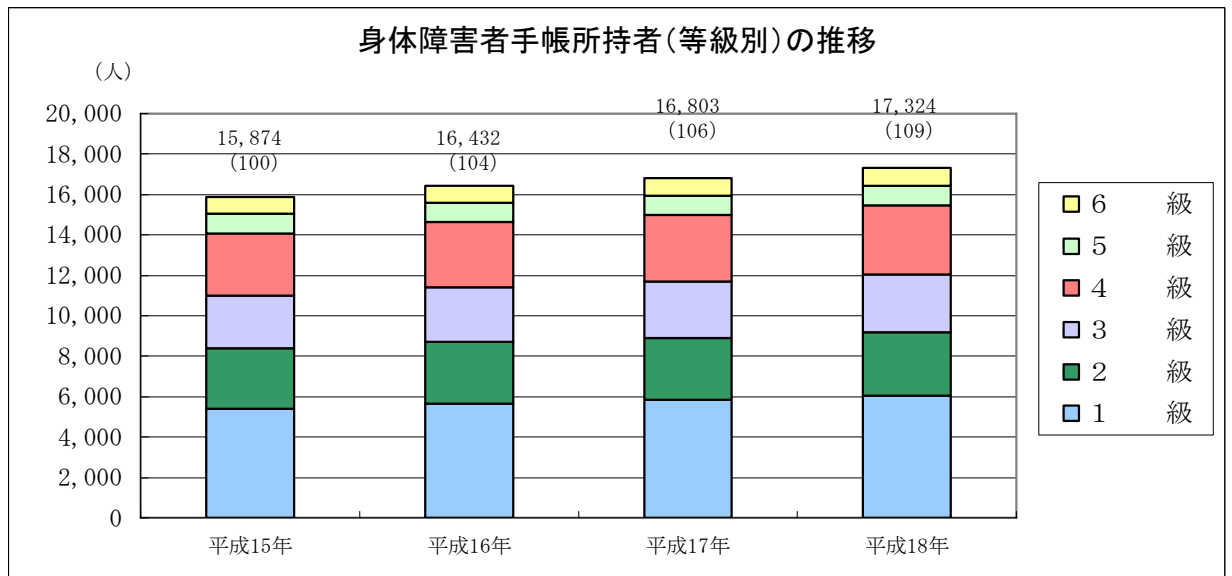
(1) 身体障害者手帳所持者（障害別）の推移



※ 福祉月報による身体障害者手帳所持者。(各年10月1日現在)

※ ()は平成15年に対する比率。

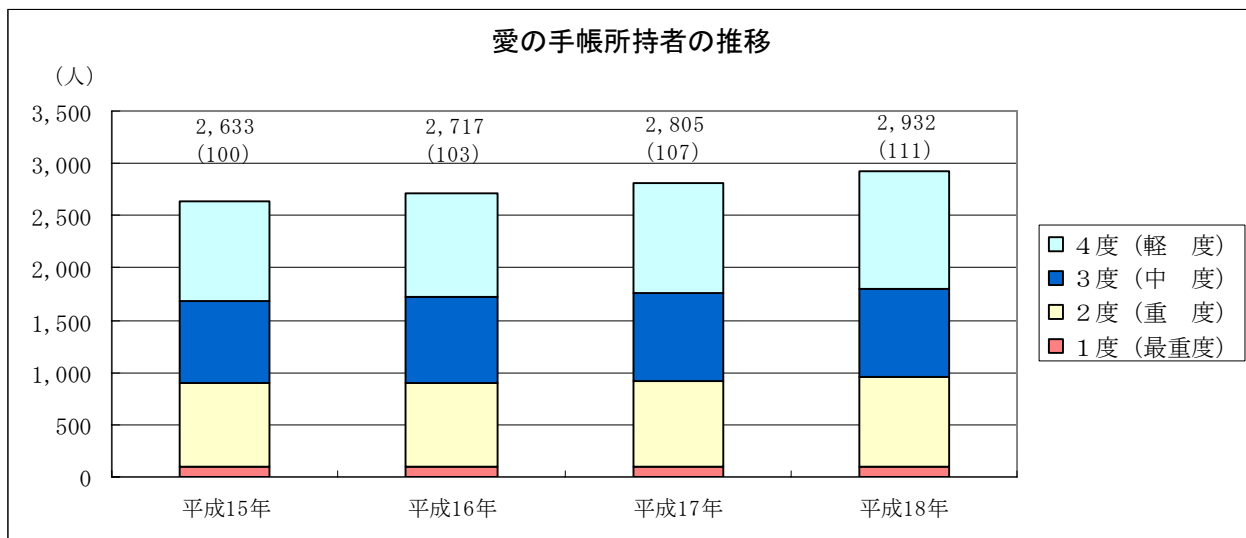
(2) 身体障害者手帳所持者（等級別）の推移



※ 福祉月報による身体障害者手帳所持者。(各年10月1日現在)

※ ()は平成15年に対する比率。

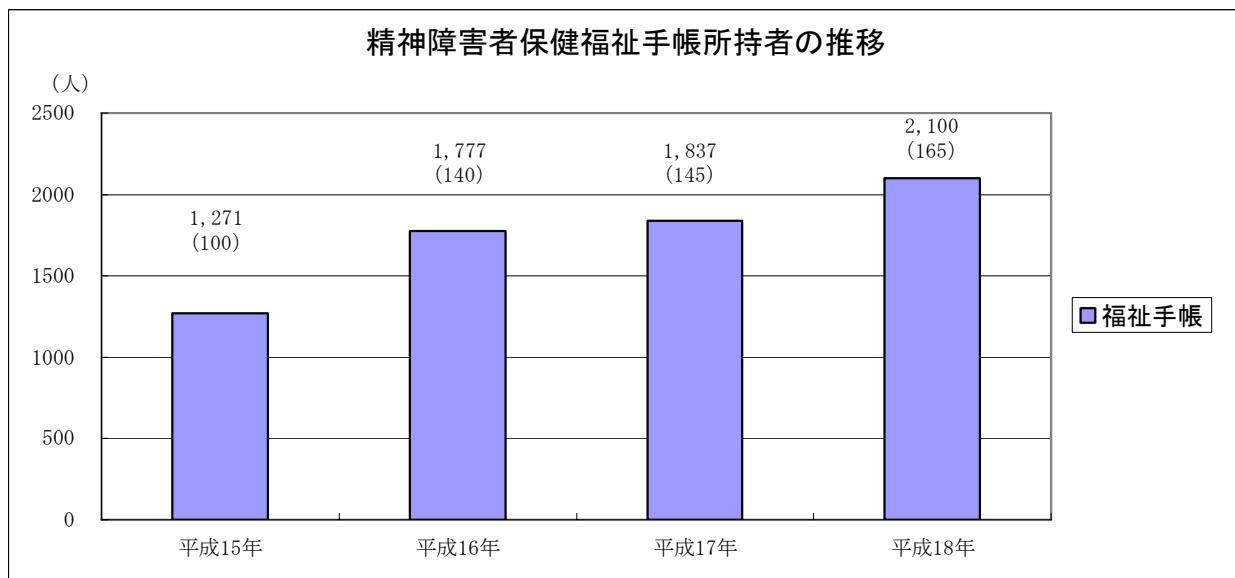
(3) 愛の手帳所持者の推移



※ 福祉月報による愛の手帳所持者。(各年 10 月 1 日現在)

※ ()は平成 15 年に対する比率。

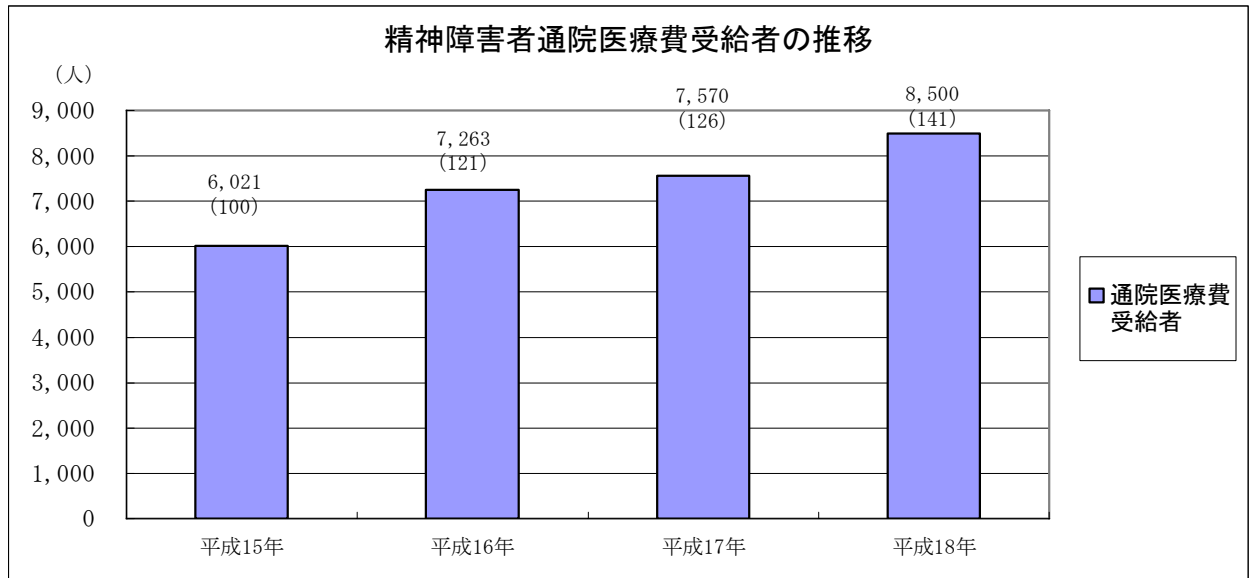
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



※ 健康部資料による精神障害者保健福祉手帳所持者。

※ ()は平成 15 年に対する比率。

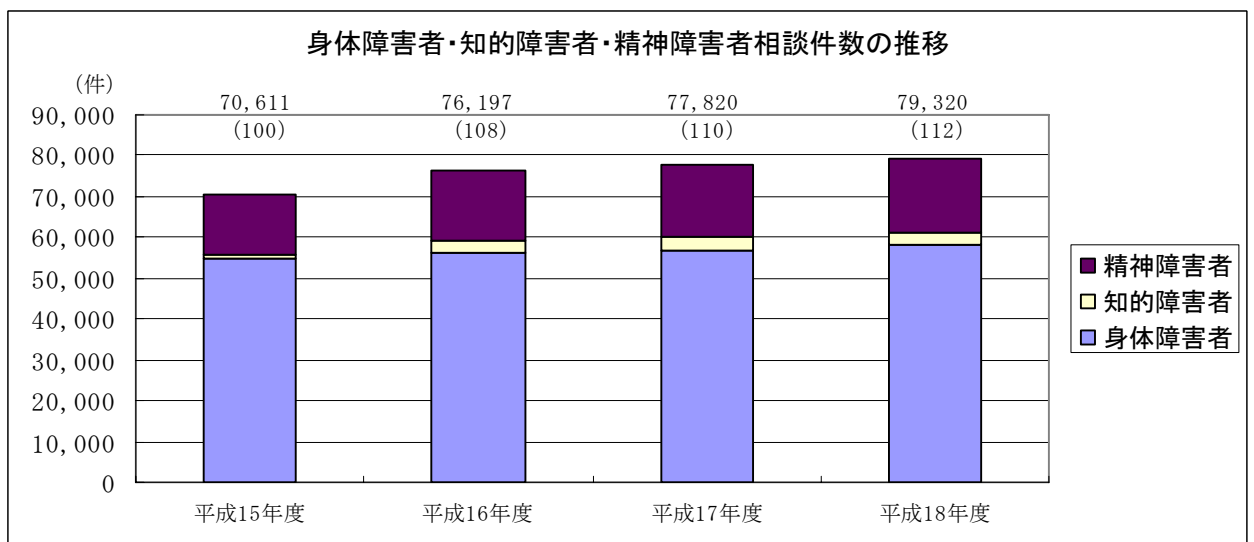
(5) 精神障害者通院医療費受給者の推移



※ 健康部資料による精神障害者通院医療費受給者。

※ ()は平成15年に対する比率。

(6) 身体障害者・知的障害者・精神障害者相談件数の推移



※ 福祉月報（精神障害者：健康部資料）による障害者相談件数。（年間の相談件数）

※ ()は平成15年度に対する比率。

3 区内障害者福祉施設配置一覧

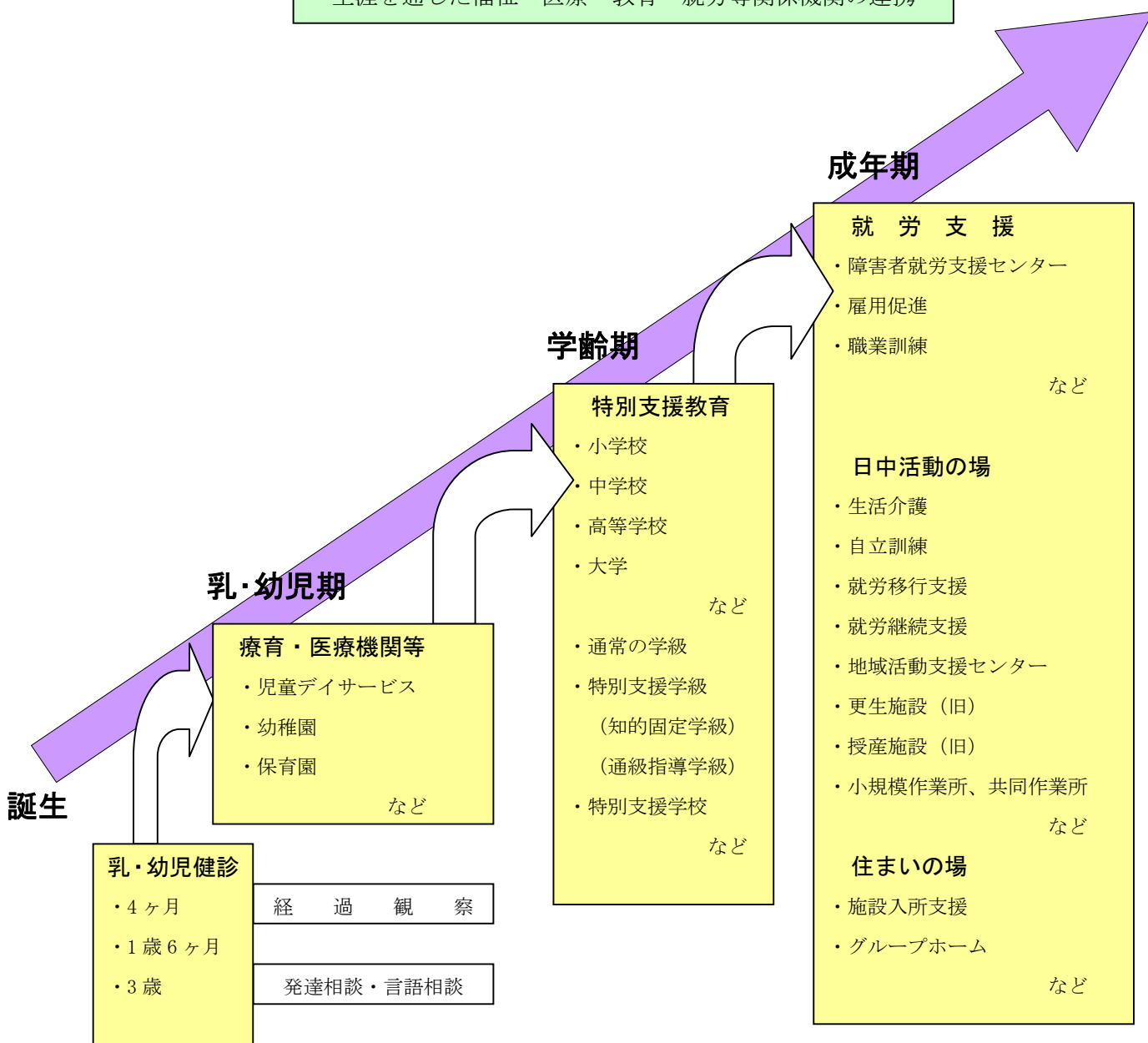


※ 精神障害者施設については支援センターのみ掲載

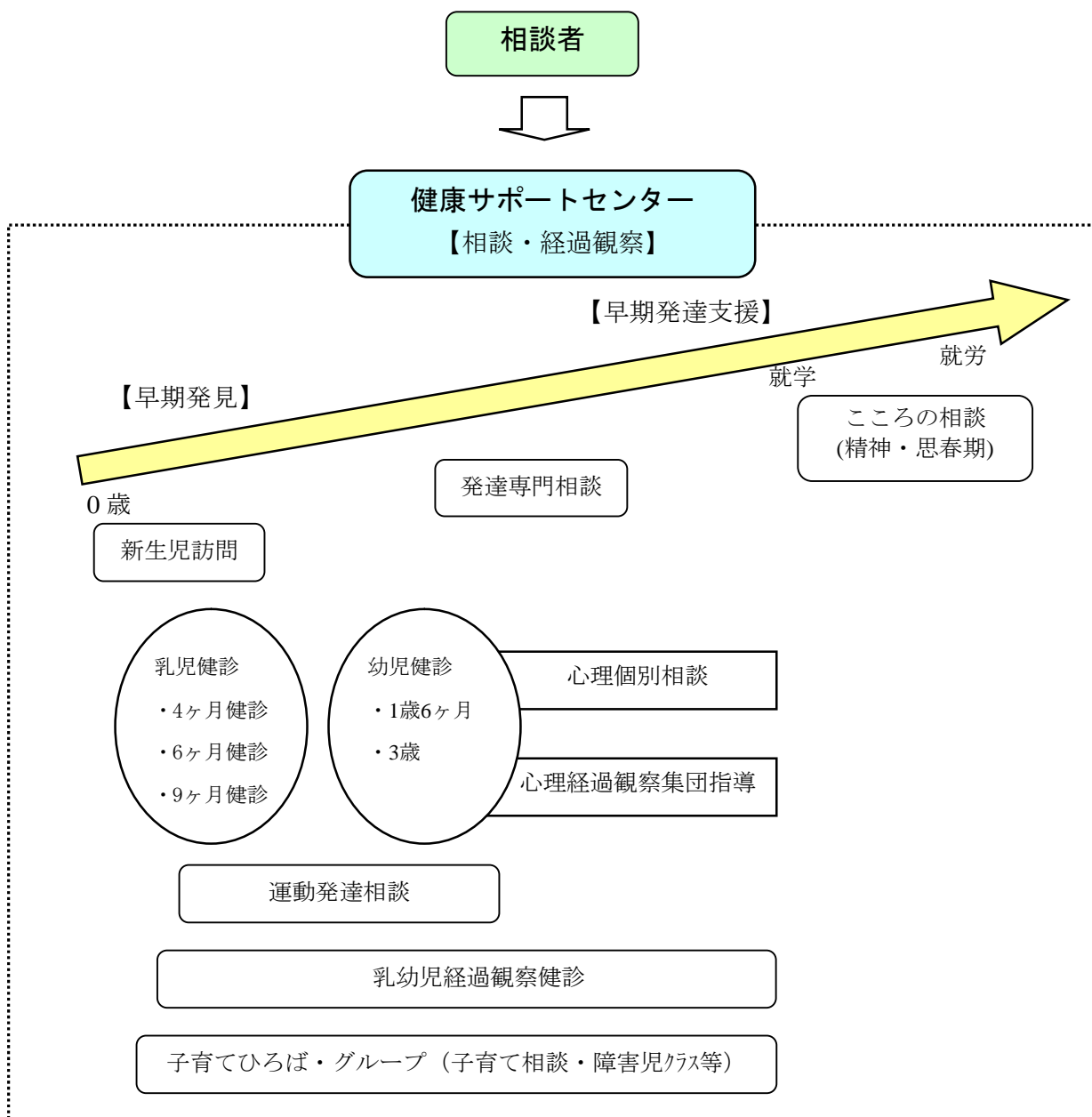
4 区の障害者福祉施策の取組み

障害者福祉施策の取組み図

生涯を通じた福祉・医療・教育・就労等関係機関の連携



(1) 障害児（者）の早期発見と相談の取組み



(2) 義務教育機関の障害児の取組み

江戸川区の特別支援教育

特別支援教育の目指すもの

障害のある人もない人も、お互いを尊重し認め合いともに生きる社会。

江戸川区はこのような共生社会を目指し、小・中学校から手厚く教育して参ります。

平成 19 年 4 月、国は学校教育法を改正し今までの特殊教育（東京都は心身障害教育）から特別支援教育へ障害教育を転換させました。

江戸川区もこれを受け、従来の心身障害教育をさらに発展させ、障害のある子どももお互いを理解し助け合う、あたたかい地域社会創生のための教育を目指していきます。

また、特に江戸川区では、不登校や非行など課題のある児童・生徒の支援も重要と考え、「支援教育」という立場をとっていきます。

特別支援教育で変わるもの

従来の心身障害教育から以下の点が主に変更になります。

- (1) 通常の学級内での軽度発達障害の児童・生徒も、支援の対象になります。

〔これまで〕 従来の心身障害教育では、知的障害・肢体不自由・弱視・難聴・言語・情緒障害・病弱の 7 つの障害種により、またその障害の程度により就学先を決定。

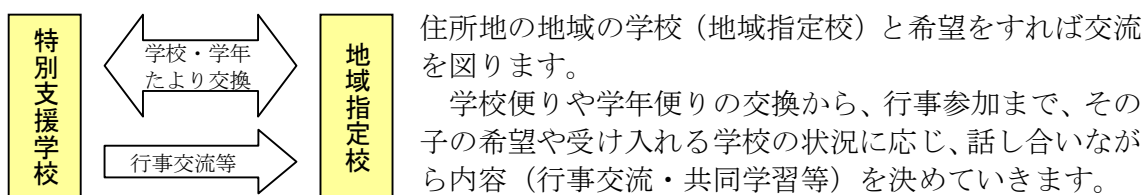


〔今後〕 その子一人ひとりの教育的ニーズにより、就学先を決定。
また、従来支援の対象ではなかった軽度発達障害（学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症）の児童・生徒も、支援の対象。

- (2) 養護学校が特別支援学校に再編されます。

障害別に盲・ろう・肢体不自由・知的障害・病弱に分かれていた養護学校が障害別を越えた「特別支援学校」になります。

- (3) 特別支援学校（旧養護学校）とその児童・生徒の住所地の地域の学校が交流します。

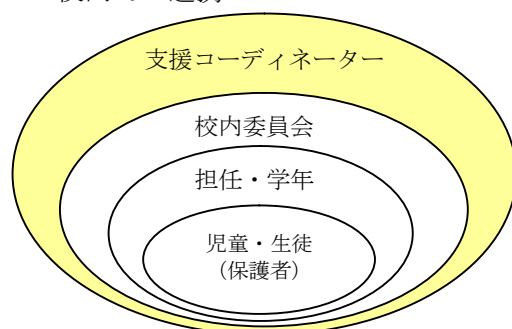


- (4) 江戸川区特別支援教育連携協議会を設置し、支援の輪を広げます。

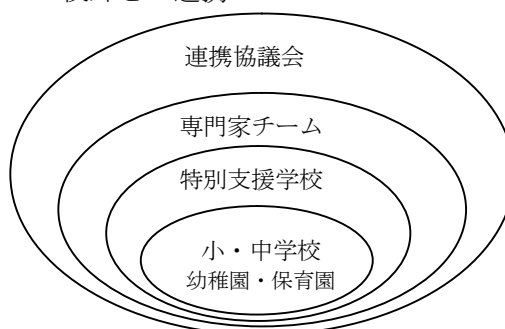
障害のある児童・生徒を、乳幼児期から学齢期、就労期まで一貫した体制の下、健康・医療・福祉・教育・就労の各機関が連携をとり、地域で支援します。

- (5) 特別支援教育を学校・保護者・地域へと、理解・啓発に努めます

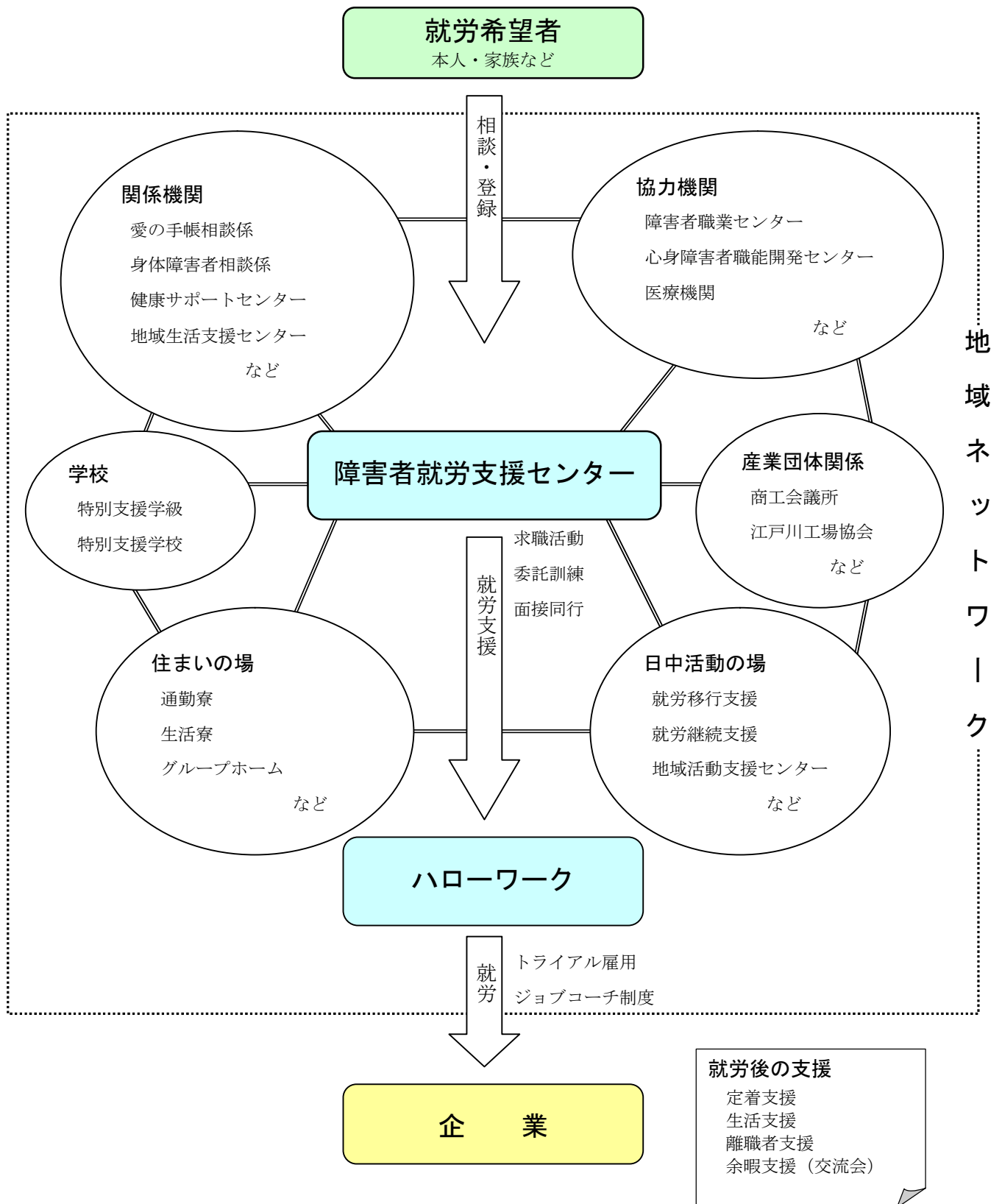
1 校内での連携



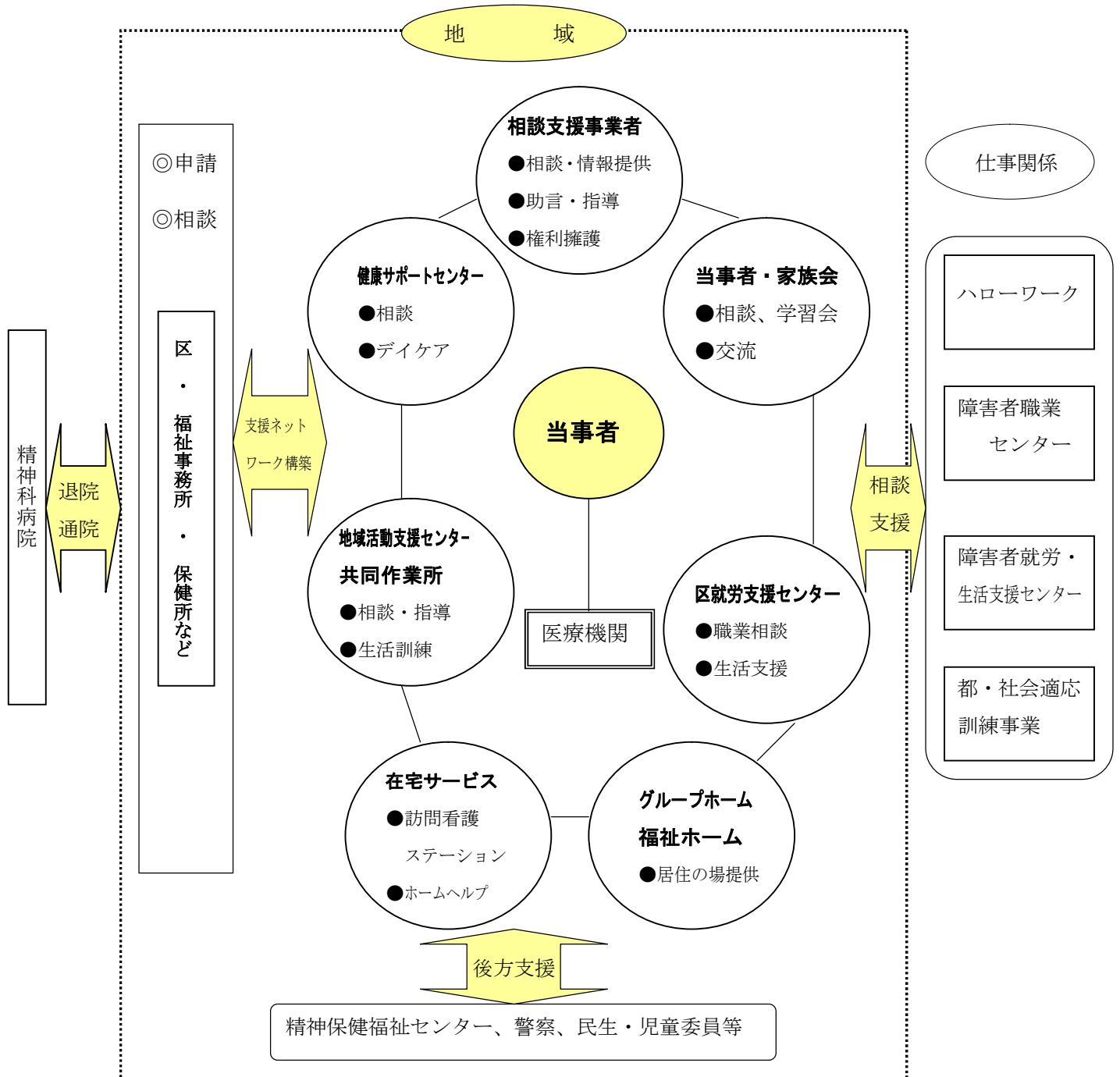
2 校外との連携



(3) 障害者就労支援の取組み



(4) 精神障害者支援の取組み



V 計画に関する数値目標の設定と サービス量の見込み

1 地域生活や一般就労への移行を進める観点からの目標値設定

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

[国の基本指針]

地域生活へ移行を進める観点から、障害福祉計画の作成時点において、障害者の入所施設に入所している者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成 23 年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現時点の入所施設の入所者の 1 割以上とするとともに、これにあわせて平成 23 年度末時点の施設入所者数を 7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する。

[区の計画]

障害者が地域生活を続けるためには、安心して生活できる住居の確保が重要です。暮らし方の選択肢として、障害程度に応じて支援が可能なグループホームやケアホームの整備のバックアップ体制を設けるなどの質・量の充実を図ります。

項 目	数 値	考 え 方
現入所者数 (A)	401人	平成 17 年 10 月 1 日の数とする。
目標年度入所者数 (B)	400人	平成 23 年度時点の利用人員を見込む。
【 目標値 】 削減見込 (A - B)	1人	差引減少見込み数
【 目標値 】 地域生活移行数	36人	施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行した者の数

◎施設入所者数の実績（参考）

（単位：人）

		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
身体障害者	更生施設（入所）	9	11	9	5
	療護施設（入所）	31	32	35	35
	授産施設（入所）	49	49	49	44
	小計	89	92	93	84
知的障害者	更生施設（入所）	262	292	289	293
	授産施設（入所）	21	19	19	21
	小計	283	311	308	314
計		372	403	401	398

福祉月報(各年 10 月 1 日現在)

（２）入院中の精神障害者の地域生活への移行

〔 国の基本指針 〕

平成 24 年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成 23 年度末における退院可能精神障害者数の減少目標値（平成 24 年度における退院可能精神障害者数のうち市町村及び都道府県が定める数）を設定する。これとともに、医療計画（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 3 第 1 項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

〔 区の計画 〕

グループホーム、福祉ホーム、日中活動サービス、ホームヘルプサービスなど、退院後の生活を支える「受入条件」の充実を図るとともに、退院後の地域生活をコーディネートする相談支援事業者の確保に努めるなど、地域生活への支援体制を構築します。

項 目	数 値	考 え 方
現 在	264人	現在の退院可能精神障害者数 ※
【 目標値 】 減 少 数	100人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

※退院可能精神障害者数については、平成14年に国が実施した調査では、全国に約7万人いると推計されています。東京都内には約5千人いると推計され、江戸川区では人口換算すると264人と推計されます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

[国の基本指針]

平成23年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とする。これに加えて、障害保健福祉施策と労働施策の連携強化を図り、障害者雇用の観点からの目標値を併せて設定する。

また、福祉制度を利用した就労支援を強化する観点から、平成23年度までに現在の福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度時点において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援事業（A型）を利用することめざす。

- i) 福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用。
- ii) 福祉施設から一般就労へ移行する者について、①～④を目標に取り組む。
 - ① 全ての者がハローワーク、障害者就労・生活支援センターによる支援を受ける。
 - ② 3割が障害者委託訓練を受講する。
 - ③ 5割が障害者施行雇用（トライアル雇用）の開始者になる。
 - ④ 5割が職場適応援助者（ジョブコーチ）を受ける。

[区の計画]

障害者が地域において自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制作りが必要です。

これまでの福祉施設における就労について就労支援事業を中心に強化を図るとともに、地域における福祉施設等と労働関連機関とが協力して雇用の促進を図っていく必要があります。

そこで、区で開催している就労関係機関連絡会と連携をとり、歩調をあわせながら、福祉的就労から一般就労へのステップアップができるよう支援します。そのために、就労支援センターを基幹とした就労移行支援体制を拡充します。

新たに就労移行支援事業施設を増やすとともに、従来から良好な提携関係にあるハローワークとのつながりを活かし、ハローワーク等の労働施策と連携をとり、雇用関係の連絡調整を行う障害者雇用支援合同会議などのネットワークを構築しつつ、一般就労へ向け就労支援事業を強化します。

福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
現在の年間 一般就労移行者数	2人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の 年間一般就労移行者数	8人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数

◎福祉施設からの就労状況実績推移（参考）

（単位：人）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
福祉施設からの就労	2	2	2	3

自立激励金支給実績

労働施策による一般就労への移行

項目	数値	考 え 方
【 目標値 】 公共職業安定所経由による福祉施設利用者就職者	40人	平成 23 年度において公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行する者
【 目標値 】 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	15人	平成 23 年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者委託訓練の受講者
【 目標値 】 障害者試行雇用事業の開始者	25人	平成 23 年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者
【 目標値 】 職場適応援助者による支援の対象者	25人	平成 23 年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者支援の利用者
【 目標値 】 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者		平成 23 年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者 ※
【 目標値 】 障害者就業・生活支援センターの設置		平成 23 年度における障害者就業・生活支援センターの設置か所数 ※

※ 東京都地域生活支援事業

◎労働施策による一般就労への実績 (参考)

(単位：人)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
公共職業安定所	26	20	21	11
委託訓練			8	6
試行雇用	1	3	5	2
適応援助者	3	2	0	11

就労支援センター利用実績(平成 18 年度:12 月末)

2 障害福祉サービス又は相談支援のサービス種類ごとの必要な量の見込み

(1) 訪問系サービス

支援費制度から訪問系サービスへスムーズな移行を行い、障害者が日常生活を安心して送れるよう、家事援助や身体介護等を行うホームヘルプサービス体制の充実に努めます。

障害者自立支援法においては、新たに指定障害福祉サービスの事業者には「サービス管理責任者」を配置することとされており、サービスの提供に係る責任の所在の明確化が行われています。

また、事業に係る専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、指定障害福祉サービスに係る人材を質、量ともに確保します。

i) 訪問系サービス内容

① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。目的により「身体介護」と「家事援助」などがあります。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

④ 重度障害者包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

◎ 支援費による居宅介護の実績（参考）

（単位：時間／月）

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身体介護	身体	2,605.50	3,304.58	3,827.38
	知的	935.00	1,402.50	1,605.58
	児童	855.30	1,584.46	2,260.88
	計	4,395.80	6,291.54	7,693.84
家事援助	身体	1,943.20	2,348.54	2,817.71
	知的	84.90	136.96	139.83
	児童	81.50	63.93	79.17
	計	2,109.60	2,549.42	3,036.71
日常生活支援	身体	5,258.10	6,523.21	6,659.75
	知的			
	児童			
	計	5,258.10	6,523.21	6,659.75
身体介護・家事援助	精神	61.20	52.13	74.75
合 計		11,824.70	15,416.30	17,465.05

支援費支払実績（精神障害者：支援費対象外のため健康部資料）

（２）日中活動系サービス

区内には、親の会等が行っている民間福祉作業所があり、法定施設とあわせて身近な地域における障害者の日中活動の場としての機能を果たしています。

今後、民間福祉作業所の法定サービスへの移行等を推進するとともに、希望する障害者への日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の充実を図ります。

i) 日中活動系サービス内容

① 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤ 就労継続支援A型（雇成型）

利用者と事業所が雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥ 就労継続支援B型（非雇成型）

一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会の提供を受け、職場内訓練、雇用への移行支援等のサービスを行います。年齢が高く雇用が困難な障害者も対象となります。

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

⑧ 児童デイサービス

障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

⑨ 短期入所

自宅で介護する人が、病気の場合などに、施設で短期間、夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護を行います。

ii) 日中活動系サービスの移行計画

① 区立通所施設移行計画

区立の更生施設は、平成 21 年度に生活介護を基本として、自立訓練（生活訓練・機能訓練）をプラスした多機能型施設も視野に入れ移行します。

さらに、平成 21 年度に小松川地区に生活介護＋自立訓練事業を基本としながら、新たな施設を開設します。

今後、地方入所施設からの地域移行等により更なる需要が見込まれる生活介護等の施設については、民間（規模 20 名程度の生活介護）を含めた形で整備を図っていきます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	移行内容
区立更生施設				未定 (平成 21 年度移行予定)
区立福祉作業所	○			就労継続支援 B 型へ
区立就労支援センター	○			就労移行支援へ
区立障害者支援ハウス	○			生活介護 + 地域活動支援センター

② 民間通所施設移行計画

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	移行内容
民間更生施設 1 施設				未定 (平成 23 年度末までに移行)
民間授産施設 1 施設				未定 (平成 23 年度末までに移行)

③ 民間デイサービス移行計画

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	移行内容
民間デイサービス 3 事業所	○			生活介護 + 地域活動支援センター
民間デイサービス 1 事業所	○			自立訓練(生活訓練)+ 就労継続支援 B 型

④ 民間福祉作業所移行計画

- 原則として自立支援給付事業への移行を促進します。
自立支援給付事業への移行はそれぞれの作業所の状況に合わせ、平成 19 年度末までに再編を行って移行します。
- 平成 19 年度末までに自立支援給付事業に移行できない施設
施設規模（定員数、施設基準）などで自立支援給付に移行できない場合、地域活動支援センターへ移行を図ります。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	移行内容
福祉作業所 2 施設	○			就労継続支援 B 型
福祉作業所 8 施設			○	就労継続支援 B 型
福祉作業所 3 施設			○	多機能型（就労移行支援＋就労継続支援 B 型）
福祉作業所 4 施設			○	地域活動支援センター

⑤ 精神障害者共同作業所移行計画

精神障害者共同作業所 6 施設については、施設の状況に応じて平成 23 年度末までに自立支援給付事業（自立訓練（生活訓練）、就労移行支援等）または地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型への移行を進めます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	移行内容
精神障害者共同作業所 6 施設				未定 (平成 23 年度末までに移行)

(3) 居住系サービス

地域生活への移行のためには、居住の場の拡大が必要であり、このため、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、福祉ホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

また、既存のグループホームが、支援法におけるサービスへ移行できるよう誘導策や必要な支援を行います。

i) 居住系サービス内容

① 共同生活援助・共同生活介護

・共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

・共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◎ 共同生活援助・共同生活介護の入所者数（参考）

（単位：人）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
共同生活援助 共同生活介護	72	87	99	104

障害者福祉課・健康部資料（支援費対象外を含む）

ii) 居住系サービス移行計画

① 入所更生授産施設移行計画

入所更生授産施設 2 施設については、施設の状況に応じて平成 23 年度末までに自立支援給付事業への移行を促進します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	移行内容
入所更生施設 1 施設				未定 (平成 23 年度末までに移行)
入所授産施設 1 施設				未定 (平成 23 年度末までに移行)

② 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）整備計画
共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の誘導・整備に努めます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	備考
共同生活援助 共同生活介護	0	2 箇所	2 箇所	

※ 共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の整備・拡充にあたっては、主に整備面の補助として、東京都の心身障害者通所施設等整備費補助事業を活用し整備を行います。

また、開設当初の補助としては、江戸川区の知的障害者グループホームの運営資金の貸付制度を活用します。

(4) その他のサービス

i) 相談支援

支給決定を受けた利用者で施設入所支援を除く一定以上の種類のサービスを組み合わせて利用することが必要な方や、入院・入所から地域生活へ移行する方へ、指定相談支援事業者が計画的なプログラムの作成などを行います。

障害者一人ひとりに適切なサービス利用計画が作成されるよう、指定相談支援事業者が行う相談支援の充実に努めます。

サービス見込量の考え方

訪問系サービス	居宅介護	支援費制度に基づくホームヘルプサービス利用者数を基礎として、支援費制度以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者を含め新たなサービス利用者の見込み数に障害者のニーズ等を踏まえて見込み量を算定。
	重度訪問介護	
	行動援護	
	重度障害者包括支援	
日中活動系サービス	生活介護	法定施設の利用者のうち障害程度区分が区分3以上又は50歳以上の区分2以上（入所の場合は、区分4以上又は50歳以上の区分3以上）に該当する者の見込み数を基礎として、利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を勘案して見込み数に小規模作業所利用者等のうち新たに生活介護の対象者と見込まれる者の数を加えた数を勘案して見込み量を算定。
	自立訓練（機能訓練）	身体障害者更生施設の利用者数を基礎として、入所施設の入所者の地域移行の目標、平均的なサービス利用期間を勘案して見込み量を算定。
	自立訓練（生活訓練）	①～③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して見込み量を算定。 ① 知的障害者等の入所施設入所者であって生活介護事業の対象と見込まれる者以外のものうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数。 ② 地域において親等と暮らす者であって自立生活を希望するものうち、生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数。 ③ 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数。
	就労移行支援	①～③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して見込み量を算定。 ① 福祉施設利用者で生活介護事業の対象と見込まれる者以外のものうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数。 ② 養護学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数。 ③ 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数。

日中活動系サービス	就労継続支援A型 (雇成型)	日中活動系サービス全体の見込み量から、就労継続支援以外の介護給付・訓練等給付の対象者と見込まれる者の数を控除した数のうち、就労継続支援A型(雇成型)の対象として適切と見込まれる数を勘案して見込み量を算定。(就労継続支援の対象と見込まれる数の3割以上)
	就労継続支援B型 (非雇成型)	就労継続支援の対象者と見込まれる数から就労継続支援A型(雇成型)の見込み数を控除した数を勘案して見込み量を算定。(平均工賃の目標水準を設定)
	療養介護	重症心身障害児施設、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して見込み量を算定。
	児童デイサービス	児童デイサービスの利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案し、地域生活支援事業で実施される障害児タイムケア事業との役割分担を踏まえた上で見込み量を算定。
	短期入所	短期入所の入所者数を基礎として、利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる精神障害者の数等を勘案し見込んだ数に、障害者ニーズ等を踏まえた上で見込み量を算定。
居住系サービス	共同生活援助	施設入所者からグループホーム・ケアホームへの移行者について、入所施設の入所者の地域生活への移行の目標が達成されるよう、現在の利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数を合算した数から見込み量を算定。
	共同生活介護	
	施設入所支援	入所施設入所者数を基礎として、入所施設の入所者の地域生活への移行目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から見込み量を算定。(平成23年度末の段階において、現在の7%以上を削減する。)
その他のサービス	相談支援	障害福祉サービス(施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く)の利用が見込まれる者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して見込み量を算定。

〈 障害福祉計画サービス見込量集計シート 〉

(1月あたり)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
訪問系サービス	居宅介護	19,513 時間分	21,551 時間分	22,791 時間分	24,034 時間分
	重度訪問介護				
	行動援護				
	重度障害者包括支援				
日中活動系サービス	生活介護	1,562 人日分	5,214 人日分	11,770 人日分	15,378 人日分
	自立訓練（機能訓練）	22 人日分	66 人日分	176 人日分	220 人日分
	自立訓練（生活訓練）	22 人日分	110 人日分	308 人日分	418 人日分
	就労移行支援	220 人日分	616 人日分	836 人日分	726 人日分
	就労継続支援A型（雇用型）	0 人日分	0 人日分	66 人日分	440 人日分
	就労継続支援B型（非雇用型）	1,386 人日分	4,092 人日分	9,922 人日分	11,726 人日分
	療養介護	90 人日分	120 人日分	120 人日分	120 人日分
	児童デイサービス	826 人日分	858 人日分	900 人日分	900 人日分
	短期入所	690 人日分	734 人日分	750 人日分	750 人日分
	経過措置施設	743 人分	559 人分	183 人分	0 人分
居住系サービス	共同生活援助	96 人分	98 人分	101 人分	130 人分
	共同生活介護				
	施設入所支援	26 人分	110 人分	284 人分	400 人分
	経過措置施設	381 人分	303 人分	133 人分	0 人分
相談支援		40 人分	90 人分	100 人分	130 人分

VI 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者（児）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者（児）の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず区民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け支援を行います。

なお、地域生活支援事業は、国や都に基づいて実施する福祉サービスと区が独自で基準を定めて実施する福祉サービスがあります。区では現在実施している 68 事業を地域生活支援事業として実施します。

(1) 法定必須事業

① 相談支援事業

障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う。

(ア) 障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

(イ) 相談支援機能強化事業

市町村における相談支援事業を効果的に適正かつ円滑に実施するよう、一般的な相談事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援の強化を図る。

(ウ) 住宅入居支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

(エ) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る。

② コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳等の方法により、障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る。

③ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るため、在宅の障害者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。

④ 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

⑤ 地域活動支援センター機能強化事業

障害者が通い、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者の地域生活支援の促進を図る。

(ア) 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業と併せて相談支援事業を行う。

(イ) 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行う。

(ウ) 地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による小規模作業所（実績が概ね5年以上）の安定的な運営が図られるよう支援する。

(2) 江戸川区の地域生活支援事業

(i) 法定必須事業 (5 事業)

① 相談に関する事業

(ア) 障害者相談支援事業

障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を、これまでと同じく障害者福祉課など 13 ヶ所の窓口で相談業務を行います。また、平成 19 年度に地域自立支援協議会を設置します。地域の相談員の資質向上を図るなど相談事業の拡充を行います。

相談業務を行う窓口	
障害者福祉課	障害者支援ハウス
障害者就労支援センター	
中央健康サポートセンター	小岩健康サポートセンター
東部健康サポートセンター	清新町健康サポートセンター
葛西健康サポートセンター	鹿骨健康サポートセンター
小松川健康サポートセンター	なぎさ健康サポートセンター
地域生活支援センターえどがわ	地域活動・相談支援センターかさい

(イ) 成年後見制度利用支援事業

現在、社会福祉協議会にて実施している知的障害者又は精神障害者に対する成年後見制度を地域生活支援事業として位置付け、充実を図ります。

② 手話通訳等コミュニケーション支援に関する事業

東京都が補助事業として実施してきた手話通訳事業を地域生活支援事業として本区で実施します。

なお、江戸川区手話通訳に係る人材の質、量とも充実努め、要約筆記は委託契約により実施します。

(ア) 手話通訳

聴覚・言語障害者が、病気・役所の手続き・子どもの教育などの場面で健聴者との意思の疎通を図り、情報を正確に提供するために手話通訳者を派遣します。

(イ) 要約筆記

手話通訳と同様に健聴者との意思の疎通を図り、情報を正確に提供するために要約筆記者を派遣します。

③ 日常生活用具給付（設備改善を含む。）に関する事業

心身障害者（児）の方が日々の生活が円滑に送れるよう、必要なホームケア機器等を給付し、生活の利便向上を図ります。

(ア) 介護・訓練支援用具（9品目）

特殊寝台や特殊マットなどの、障害者（児）の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(イ) 自立生活支援用具（13品目）

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(ウ) 在宅療養等支援用具（9品目）

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(エ) 情報・意思疎通支援用具（16品目）

点字器や人工喉頭などの、障害者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(オ) 排泄管理支援用具（2品目）

ストマ用器具などの障害者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(カ) 住宅改修費（居住生活動作補助用具）

障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

④ 移動支援に関する事業

屋外での移動が困難な障害者の外出を支援します。

⑤ 地域活動支援センターに関する事業

(ア) 地域活動支援センターⅠ型（精神型地域支援活動センター）

現在の地域生活支援センターを地域活動支援センターⅠ型として位置付けし移行します。

(イ) 地域活動支援センターⅡ型（デイサービス型地域活動支援センター）

平成18年9月までのデイサービス事業所4箇所（障害者支援ハウスを含む）を地域活動支援センターⅡ型として位置付けし移行します。

・デイサービス移行計画

1 施設 生活介護＋地域活動支援センターⅡ型へ移行します。

3 事業所 生活介護＋地域活動支援センターⅡ型へ移行します。

(り) 地域活動支援センターⅢ型（福祉作業所型地域活動支援センター）施設規模（定員、施設基準）などで自立支援給付に移行できない、民間福祉作業所及び共同作業所を地域活動支援センターⅢ型として位置付けし移行します。

・民間福祉作業所 平成 20 年度末までに移行します。

・共同作業所 平成 23 年度末までに移行します。

※精神障害者共同作業所 6 所については、施設の状況に応じて平成 23 年度末までに自立支援給付事業へ移行出来ない場合、地域活動支援センターⅡ型・Ⅲ型への移行を進めます。

(ii) 在宅支援サービス等事業（12 事業）

① 巡回入浴サービスに関する事業

家庭での入浴が困難な重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、巡回入浴車を派遣して入浴サービスを行います。

② 寝具乾燥消毒サービスに関する事業

常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の乾燥消毒を行います。

③ 寝具水洗いサービスに関する事業

常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者（児）に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の水洗いクリーニングを行います。

④ 福祉理美容サービスに関する事業

常時複雑な介護を要する在宅重度障害者（児）に対し、健康的な生活の維持と家族の介護負担軽減を図るため、在宅で理美容サービスが受けられる福祉理美容券を交付します。

⑤ 紙おむつの支給に関する事業

失禁のある重度障害者（児）に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、紙おむつを支給します。

⑥ おむつカバーの支給に関する事業

失禁のある重度障害者（児）に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、おむつカバーを支給します。

⑦ 防水シーツの支給に関する事業

失禁のある重度障害者（児）に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、防水シーツを支給します。

⑧ おむつ使用料の助成に関する事業

病院で区のおむつが使えない方を対象に、障害者世帯の経済的負担軽減を図るため、入院中のおむつ使用料の助成を行います。

⑨ 日帰りショート（日中一時支援）に関する事業

在宅の心身障害者（児）の保護者または家族が、疾病・事故等で一時的に障害者（児）を介護できなくなった場合に対し、世帯の生活の安定を図るため、保護事業を行います。

⑩ 福祉有償運送に関する事業

身体障害者等の移動制約者の移動を確保するため、NPOによるボランティア有償運送を支援します。

⑪ 重度身体障害者グループホームへの助成に関する事業

社会福祉法人等が行う重度身体障害者グループホームの運営等に要する経費の一部を補助します。

⑫ 心身障害児デイサービスに関する事業

在宅の学齢障害児を対象として、生活訓練・集団生活訓練を行い地域社会生活での自立促進を図ることを目的とする施設に対し、施設の充実と継続的な運営の安定を図るため、運営費を助成します。

(iii) 社会参加促進事業（9事業）

① 車椅子の貸与に関する事業

長期または一時的疾病により歩行困難な状態にある方が、通院、通学、各種行事への参加、旅行、散歩等に利用する時、車いすを貸し出します。

② 障害者スポーツ大会への助成に関する事業

心身障害者（児）のスポーツレクリエーション活動への参加を促進するため、助成金を支給します。

③ 障害者作品展への助成に関する事業

障害者の作品を一同に集め日頃の成果の発表の場とし励まし合うとともに、障害を持たない人への理解促進を図るための作品展に対し助成します。

④ 障害別講座講習の開催に関する事業

障害者の生活向上を図るため、障害別に応じた講習会を開催します。

⑤ 江戸川区立障害者就労支援センターにおける訓練事業

一般就労を希望し、企業への就労が見込まれる65歳未満の障害者に対して就労に関する支援を行います。

⑥ 自立生活支援センターに関する事業

利用者及び家族等の状況をよく理解し、親切な対応、理解しやすい説明等に努め、障害者の自立支援に関わる情報の収集、整理を適切に行うとともに、各種研修への参加等を通じて、生活支援技術の向上に努め、在宅福祉サービスの利用援助・社会資源を活用するための支援・社会生活力を高めるための支援・ピアカウンセリング・専門機関の紹介等を行います。

- ⑦ 心身障害者相談員に関する事業
障害者の身近な地域の相談者として、相談、助言、支援を行います。
身体障害者相談員 20 名、知的障害者相談員 11 名
- ⑧ 障害者協議室の運営に関する事業
障害者団体等が障害者の自立と社会参加のための交流、情報交換等の自主的活動が積極的に図れるように設けた障害者協議室を貸し出します。
協議室利用登録団体：21 団体
- ⑨ 障害者雇用優良企業表彰に関する事業
障害者の雇用に深い理解を有し、その雇用に顕著な実績のある事業所に対し、その実績を広く周知することにより、区内事業所への障害者雇用の一層の促進を図るため、事業所を表彰します。

(iv) 団体等への補助事業（6 事業）

- ① 福祉作業所に対する助成に関する事業
就労が困難な在宅の障害者に対し、作業と交流を通して障害者の素質と能力を伸ばし、社会参加と自立を促進する心身障害者福祉作業所の運営費を助成します。
- ② グループホームの委託に関する事業
知的障害者の地域社会における自立生活を助長するため、これらの者に生活の場を提供し、日常生活における援助を行う知的障害者グループホームの運営等に要する経費の一部を補助します。
- ③ 緊急一時保護を行う団体に対する助成に関する事業
緊急時に会員相互により介護を行っている団体に、その費用を助成します。
- ④ リフト付福祉タクシーの委託に関する事業
重度身体障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、車いす等に乗りながら乗降できるリフト付福祉タクシーを委託します。
- ⑤ ハンディキャブ事業者に対する助成に関する事業
地域障害者の足となり福祉運送事業の運営を行っている、NPO 法人ハンディキャブ江戸川区民の会に対し、補助を行います。
- ⑥ 地域福祉推進事業（平成 19 年度以降廃止）
福祉運送事業の多様な展開を目指して実施する事業に対し、地域に根ざしたサービスとして提供できるように、当該事業の安定した運営が確保できるよう補助を行います。

(v) 給付・助成サービス事業 (20 事業)

- ① グループホームの家賃助成に関する事業
グループホーム利用者が支払った家賃のうちの一定額を助成します。
- ② 身体障害者手帳取得用診断書作成費用の助成に関する事業
身体障害者（児）が身体障害者手帳を取得するとき添付する診断書の費用を身体障害者（児）又はその扶養義務者に助成します。
- ③ 福祉電話使用料の助成に関する事業
重度心身障害者（児）を抱える家庭に対し、障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保するために使用する電話の基本料と通話料並びに必要と認められた付加使用料を助成します。
- ④ 福祉電話の貸与に関する事業
重度心身障害者（児）を抱える家庭に対し、在宅のまま各種相談及び連絡機能を高めるため、福祉電話を貸与し、設置費を助成します。
- ⑤ 緊急通報システムの設置に関する事業
ひとり暮らし等の在宅の重度身体障害者で、発作等を伴う病気等のため、常時注意を要する状態にある者に対し、緊急事態に対する日常生活の安全を確保するため、緊急通報システムを設置します。
- ⑥ 火災安全装置の設置に関する事業
病気等で常時注意を要するひとり暮らし等の重度障害者を対象に生活の安全を図るため、緊急時に東京消防庁に通報できるシステム機器を設置します。
- ⑦ 緊急通報システムの助成に関する事業
ひとり暮らし等の身体障害者で日常生活に不安を持っている世帯に対し、生活の安全を図るため、民間事業者利用の緊急通報システム「マモルくん」を設置します。
- ⑧ 住まいの改造助成に関する事業
介助を要する身体障害者が、車椅子などで暮らしやすい生活ができるように住まいの改造費用を助成します。
- ⑨ 民間賃貸住宅家賃等の助成に関する事業
民間の賃貸住宅に居住する心身障害者世帯が、取り壊し等により転居を求められて転居した場合に、住まいの安定を図るため、新しい住まいの家賃と旧家賃との差額を助成します。
- ⑩ 住宅整備の費用の貸付けに関する事業
心身障害者（児）の世帯が、住まいを新築、購入、増改築する場合に対し、快適な住環境の整備するため、資金を貸付けします。

- ⑪ 重度脳性まひ者の介護に関する事業
重度脳性まひ者の家族介護に対し、生活圏の拡大を図るため、介護券を給付します。
- ⑫ 介護者の激励に関する事業
複雑な介護を要する重度心身障害者（児）の介護家族の労をねぎらい、リフレッシュを図れるように激励事業を行います。
- ⑬ 自動車燃料費の助成に関する事業
社会参加及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が利用する自動車の燃料費の一部を助成します。
- ⑭ 自動車改造費の助成に関する事業
社会参加の促進を図るため、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する経費を助成します。
- ⑮ 自動車運転教習費の助成に関する事業
日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。
- ⑯ 知的障害者グループホームの運営資金の貸付けに関する事業
区内団体でグループホームを新規に運営しようとする団体に、開設当初の運営資金を貸付します。
- ⑰ 成人祝品の支給に関する事業
成人としての自覚と生活の励みを与えるため、身体障害者手帳又は愛の手帳を持つ新成人に記念品を贈呈します。
- ⑱ タクシー利用の助成に関する事業
車いす等を使用する心身障害者が社会生活を円滑かつ迅速に営むための迎車料金及び乗車料金の一部を補助します。
- ⑲ 更生訓練費に関する事業
肢体不自由者更生施設、身体障害者就労支援施設等における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給します。
- ⑳ 福祉作業所における自立激励金の支給に関する事業
福祉作業所利用者（区立・民間）が、作業所から直接就労して、社会的自立に至ったとき、これを祝い激励金を支給します。（平成 19 年度以降廃止）

(vi) 精神障害者サービス事業（14 事業）

- ① 地域生活支援センターに関する事業
現在ある地域生活支援センターを地域活動支援センター I 型に移行し、相談事業、生活支援、地域交流等の充実を図ります。

- ② 福祉ホームに関する事業
家庭環境や住宅事情等の理由により、住宅の確保が困難な精神障害者に対し、生活の場を与えると共に、必要な支援等を行い、自立の促進を図ります。
- ③ 共同作業所に関する事業
通所により、生活指導、作業訓練等を行い、障害者の社会参加の促進を図ります。
- ④ デイケアに関する事業
回復期にある精神障害者を対象に、社会生活への適応を図ることを目的にグループ活動を行います。
- ⑤ 作業所デイケア交流会に関する事業
スポーツを通じて、精神障害者施設等の利用者と健康サポートセンターのデイケア参加者との交流を図ります。
- ⑥ 講演会に関する事業
障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりを目指し、区民の方に精神障害について正しい知識・理解をしていただくため、講演会を開催します。
- ⑦ ボランティア講座に関する事業
精神障害者のための施設等において、ボランティアを希望される方のために、病気への理解や現状についての講座を開催します。
- ⑧ 家族会の支援に関する事業
精神障害者を持つ家族同士の交流、自主的活動等の支援を行います。
- ⑨ 酒害本人ミーティングに関する事業
酒害相談を申し込んだ方を対象に、同じ悩みを持つ人同士が集い、病院のソーシャルワーカーも交えて、禁酒のためのミーティングを実施します。
- ⑩ 閉居訪問に関する事業
精神障害の早期発見、早期治療の援助のため、閉じこもりの方に対して、精神科医等による精神福祉相談・訪問事業を実施します。
- ⑪ 家族教室に関する事業
統合失調症やうつ病等が疑われる方の家族を対象に、病気、本人への接し方、医療・福祉制度などについて学習する場として、年3回、3日制で開催します。
- ⑫ 家族交流会に関する事業
こころの病をもつ方の家族を対象に、悩みを話し合ったり、病気、福祉制度、年金社会資源に関する知識などについて学ぶため、月1回各健康サポートセンターで実施します。

⑬ 思春期家族交流会に関する事業

思春期の子どもを持ち、問題行動や子どもとの接し方に悩む家族が集い、子どもの行動の理解や対応などについて学習します。また話し合いを通して家族が自身の生き方を見つめ直す場として実施します。

⑭ 酒害家族教室に関する事業

飲酒に関するトラブルで悩みのある家族が集い、専門病院の医師やソーシャルワーカー、保健師とともに「アルコール依存」について学習します。

(vii) リハビリ事業 (2 事業)

① 自立支援セミナーに関する事業

脳卒中後遺症等による障害をもち、急性期の病院訓練を終えた人とその家族を対象に、日常生活動作や応用動作の体験をとおり、日常生活の自立、社会活動の拡大を支援します。

(ア) 言語リハビリ教室

言語機能に障害のある方を対象に言語能力の維持向上と通所者相互の交流を目的に開催します。

(イ) 外出リハビリ教室

公共交通機関を使用した外出の自立を目指す身体障害のある方を対象に外出できる力を高め行動範囲を広げることを目的に開催します。

② リハビリ自主グループの活動支援に関する事業

リハビリ教室の卒業生で結成した自主グループの活動や、グループ相互の交流に対して、支援します。

江戸川区の地域生活支援事業の見込み量

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度		実施に関すること (単位)
	実施見込み 箇所数	実施見込み み者数	実施見込み 箇所数	実施見込み み者数	実施見込み 箇所数	実施見込み み者数	実施見込み 箇所数	実施見込み み者数	
(i) 法定必須事業 (5事業)									
① 相談支援事業									
(ア) 相談支援事業									
・ 障害者相談支援事業	13		13		13		13		(箇所)
・ 地域自立支援協議会	0		1		1		1		(箇所)
・ 障害児等養育支援事業									
(イ) 成年後見制度利用支援事業	1		1		1		1		(箇所)
② コミュニケーション支援事業	1,286		1,236		1,236		1,236		(件/年)
③ 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載	7,500		8,250		8,382		8,500		(件/年)
(ア) 介護・訓練支援用具	50		70		75		75		(件/年)
(イ) 自立生活支援用具	200		220		230		230		(件/年)
(ウ) 在宅療養等支援用具	70		80		85		90		(件/年)
(エ) 情報・意思疎通支援用具	150		230		240		250		(件/年)
(オ) 排泄管理支援用具	7,000		7,600		7,700		7,800		(件/年)
(カ) 住宅改修費	30		50		52		55		(件/年)
④ 移動支援事業 ※①及び②について「利用見込み者数」欄に利用見込み 者数、延べ利用見込み時間数の順に記載する。	3,482	56,792	3,552	62,400	3,624	68,400	3,696	74,400	(人・時間/年)
⑤ 地域活動支援センター機能強化事業									
①地域活動支援センターⅠ型	--	--	2	200	2	240	2	300	(箇所・人/月)
②地域活動支援センターⅡ型	4	40	4	40	4	50	4	50	(箇所・人/月)
③地域活動支援センターⅢ型	--	--	--	--	4	46	4	46	(箇所・人/月)
(ii) 在宅支援サービス等事業 (12事業)									
① 巡回入浴サービスに関する事業	5,544		5,760		5,900		6,840		(件/年)
② 寝具乾燥消毒サービスに関する事業	240		360		360		360		(件/年)
③ 寝具水洗いサービスに関する事業	44		46		46		46		(件/年)
④ 福祉理美容サービスに関する事業	480		485		490		505		(件/年)
⑤ 紙おむつの支給に関する事業	6,700		6,870		7,041		7,569		(件/年)
⑥ おむつカバーの支給に関する事業	50		50		50		50		(件/年)
⑦ 防水シートの支給に関する事業	300		330		330		330		(件/年)
⑧ おむつ使用料の助成に関する事業	160		160		160		160		(件/年)
⑨ 日帰りショート(日中一時支援)に 関する事業	1,000		2,000		2,000		2,000		(件/年)
⑩ 福祉有償運送に関する事業	1		1		1		1		(件/年)
⑪ 重度身体障害者グループホームへの 助成に関する事業	1		1		1		1		(件/年)
⑫ 心身障害児デイサービスに関する事業	1		1		1		1		(件/年)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	実施に関すること (単位)
	実施見込み者数	実施見込み者数	実施見込み者数	実施見込み者数	
(iii) 社会参加促進事業 (9事業)					
① 車椅子の貸与に関する事業	800	1,000	1,030	1,125	(件/年)
② 障害者スポーツ大会への助成に関する事業	1	1	1	1	(件/年)
③ 障害者作品展への助成に関する事業	1	1	1	1	(件/年)
④ 障害別講座講習の開催に関する事業	5	5	5	5	(件/年)
⑤ 江戸川区立障害者就労支援センターにおける訓練事業	11	15	18	25	(件/年)
⑥ 自立生活支援センターに関する事業	7,580	7,730	7,880	8,200	(件/年)
⑦ 心身障害者相談員に関する事業	31	31	31	31	(人/年)
⑧ 障害者協議室の運営に関する事業	340	350	360	380	(件/年)
⑨ 障害者雇用優良企業表彰に関する事業	1	3	3	3	(件/年)
(iv) 団体等への補助事業 (6事業)					
① 福祉作業所に対する助成に関する事業	17	15			(件/年)
② グループホームの委託に関する事業	220	240	240	240	(件/年)
③ 緊急一時保護を行う団体に対する助成に関する事業	60	60	60	60	(件/年)
④ リフト付福祉タクシーの委託に関する事業	2,700	2,700	2,700	2,700	(件/年)
⑤ ハンディキャブ事業者に対する助成に関する事業	1	1	1	1	(件/年)
⑥ 地域福祉推進事業	2				
(v) 給付・助成サービス事業 (20事業)					
① グループホームの家賃助成に関する事業	45	60	75	120	(件/年)
② 身体障害者手帳取得用診断書作成費用の助成に関する事業	1,680	1,800	1,850	2,000	(件/年)
③ 福祉電話使用料の助成に関する事業	3,056	3,120	3,120	3,120	(件/年)
④ 福祉電話の貸与に関する事業	1,600	1,680	1,680	1,680	(件/年)
⑤ 緊急通報システムの設置に関する事業	204	204	204	204	(件/年)
⑥ 火災安全装置の設置に関する事業	132	132	132	132	(件/年)
⑦ 緊急通報システムの助成に関する事業	183	288	312	420	(件/年)
⑧ 住まいの改造助成に関する事業	30	30	34	37	(件/年)
⑨ 民間賃貸住宅家賃等の助成に関する事業	272	312	312	312	(件/年)
⑩ 住宅整備の費用の貸付けに関する事業	5	5	5	5	(件/年)
⑪ 重度脳性まひ者の介護に関する事業	308	336	336	336	(件/年)
⑫ 介護者の激励に関する事業	500	500	500	500	(件/年)
⑬ 自動車燃料費の助成に関する事業	15,586	17,472	18,170	18,890	(件/年)
⑭ 自動車改造費の助成に関する事業	10	10	10	10	(件/年)
⑮ 自動車運転教習費の助成に関する事業	10	10	10	10	(件/年)
⑯ 知的障害者グループホームの運営資金の貸付けに関する事業	0	2	2	2	(件/年)
⑰ 成人祝品の支給に関する事業	70	90	90	70	(件/年)
⑱ タクシー利用の助成に関する事業	66,300	70,000	70,500	72,880	(件/年)
⑲ 更生訓練費に関する事業	22	22	23	23	(件/年)
⑳ 福祉作業所における自立激励金の支給に関する事業	5				(件/年)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	実施に関すること (単位)
	実施見込み者数	実施見込み者数	実施見込み者数	実施見込み者数	
(vi) 精神障害者サービス事業 (14事業)					
① 地域生活支援センターに関する事業	160	200	240	300	(人/年)
② 福祉ホームに関する事業	9	9	9	9	(人/年)
③ 共同作業所に関する事業	200	200	200		(人/年)
④ デイケアに関する事業	176	170	170	170	(人/年)
⑤ 作業所デイケア交流会に関する事業	250	250	250	250	(人/年)
⑥ 講演会に関する事業	600	600	600	600	(人/年)
⑦ ボランティア講座に関する事業	5	10	20	20	(人/年)
⑧ 家族会の支援に関する事業	30	30	30	30	(人/年)
⑨ 酒害本人ミーティングに関する事業	16	20	20	20	(人/年)
⑩ 閉居訪問に関する事業	10	10	10	10	(人/年)
⑪ 家族教室に関する事業	60	60	60	60	(人/年)
⑫ 家族交流会に関する事業	80	80	80	80	(人/年)
⑬ 思春期家族交流会に関する事業	7	10	10	12	(人/年)
⑭ 酒害家族教室に関する事業	25	30	30	30	(人/年)
(vii) リハビリ事業 (2事業)					
① 自立支援セミナーに関する事業	115	120	120	120	(人/年)
② リハビリ自主グループの活動支援に関する事業	550	550	550	550	(人/年)

江戸川区
障害福祉計画
(平成19年3月)

発行 江戸川区福祉部
住所：〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
電話：03(5662)0044